平成２８年（再イ）第３号
愛媛県西条市北条1228―20サンコートひうち　Ａ
再生債務者　田坂　和大
１　決議に付する再生計画案　平成27年５月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月31日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月31日まで
平成28年５月10日　松山地方裁判所西条支部

平成２７年（再イ）第８８号
広島市西区己斐本町３丁目12番２―201号　Ｂ
再生債務者　藤澤　竜二
１　決議に付する再生計画案　平成28年４月25日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月７日
３　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月７日まで
平成28年５月10日　広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２３年（再イ）第４１号
北九州市小倉南区上曽根新町13番18―303号
再生債務者　黒木　広志
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成23年８月17日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年５月10日　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再イ）第７５０号
東京都練馬区氷川台４―１―20―307
再生債務者　片山　久男
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成26年５月７日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年５月９日　東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第１１４号
大阪市住之江区東加賀屋３丁目11番９号
再生債務者　中村　勝喜
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年５月９日　大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１５号
埼玉県久喜市菖蒲町三箇302番地18
再生債務者　井上　伸一
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年５月30日まで
４　一般異議申述期間　平成28年６月13日から平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第６号
札幌市白石区菊水７条２丁目６番６号　ハイツ72―103号
再生債務者　川本　陽介
１　決定年月日時　平成28年５月10日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年５月31日まで
４　一般異議申述期間　平成28年６月14日から平成28年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再ロ）第３号
香川県高松市松福町１丁目23番23号
再生債務者　福家　扶之
１　決定年月日時　平成28年５月９日午前11時30分
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年６月６日まで
４　一般異議申述期間　平成28年６月20日から平成28年７月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１号
福島市森合字高野16番地の21
再生債務者　武士　克巳
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年５月30日まで
平成28年５月９日　福島地方裁判所

平成２７年（再ロ）第１００１４号
東京都町田市南大谷1619番地クリオ町田参番館204
再生債務者　西園寺芳明
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年５月31日まで
平成28年５月10日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（再ロ）第２号
岐阜県揖斐郡池田町片山1100番地　セジュールＮＡＲＵＳＥ　Ａ棟101号
再生債務者　間野　和則
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年５月31日まで
平成28年５月10日　岐阜地方裁判所大垣支部

平成２８年（再ロ）第１号
山口県柳井市日積3964番地
再生債務者　槇本　初美
１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成28年５月31日まで
平成28年５月10日　山口地方裁判所岩国支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第２号
群馬県高崎市西国分町256番地６
再生債務者　後閑　紀彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年４月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月９日　前橋地方裁判所高崎支部

警察共済組合定款の一部変更について

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。
平成 28 年３月 29 日　警察共済組合理事長　吉村　博人

第20条中「私立大学等派遣警察庁所属職員等である組合員」の次に「、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成27年政令第256号）第４条第１項に規定する派遣警察庁所属職員等である組合員及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成27年政令第258号）第３条に規定する派遣警察庁所属職員等である組合員」を加える。

第21条の表傷病手当金附加金の項支給条件の欄第１号中「。この号において同じ」を削り、「同条第２項」を「同条第４項」に改め、同欄第２号中「受けるとき」の次に「（次号から第５号までのいずれかに該当するときを除く。）」を加え、同欄第３号中「又は退職老齢年金給付（法第68条第６項に規定する退職老齢年金給付をいう。以下この項において同じ。）の支給を受けることができるとき」を削り、「又は退職老齢年金給付の額」を「（当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）」に改め、「それぞれ」及び「又は「退職老齢年金給付日額」」を削り、同欄第４号の次に次の１号を加える。

５　出産手当金を支給する場合（第３号又は前号に該当するときを除く。）には、その期間内は、支給しない。ただし、報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額が、傷病手当金附加金の額より少ないときは、この限りでない。

第21条の表傷病手当金附加金の項給付額の欄中「１日につき標準報酬の日額の３分の２に相当する金額（当該金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。」を「法第68条第２項の規定の例により算出された額に相当する額（」に改め、同欄第２号から第４号までを次のように改める。